

広報

ちようせい

令和6年2月号

No. 544



ANNIVERSARY
1953・2023
ち
の
祝
典

主な内容

- 二十歳の祝典 …… 2
- 確定申告 …… 4
- 統計調査員を募集 …… 11
- 非課税世帯等への
物価高騰対策給付金 …… 12



村の人口

人口 13,515人(-6) 転入 48人
 男 6,691人(-5) 転出 31人
 女 6,824人(-1) 出生 2人
 世帯数 6,110世帯(-6) 死亡 25人
 1月1日現在 () 内は前月比

祝典

長生村二十歳の祝典





長生村二十歳の祝典

笑顔あふれる新たな門出

1月7日、文化会館で二十歳の祝典が開催されました。

会場には、振袖姿やスーツ姿が集まった105人の参加者が旧友との再会に笑顔を見せていました。

式典では、村長が式辞を述べた後、二十歳代表として坂入拓望さんが「皆さん



【坂入 拓望さん】

からももらった『おもいやり』を次世代に渡せるように、そして大好きな長生村に恥じることのないように精一杯人生を歩むことを誓います」と謝辞を述べました。

また、新井大翔さんが村民憲章の宣言を行いました。



二十歳になった太陽くんも一緒に参加しました。



【新井 大翔さん】





税の申告準備はお早めに!

2月16日(金)から3月15日(金)までの間、
役場で申告の受付を行います。

問合せ

役場税務課 ☎0475(32)2113

役場申告会場のご案内

受付会場	申告の種類	受付時間
長生村役場 3階 会議室	■ 所得税・復興特別所得税 の確定申告(※) ■ 村民税・県民税の申告	2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝日を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後4時 (整理券の配付は午前8時30分から)

(※) 利子所得・配当所得、雑損控除、太陽光発電設備による売電収入、総合譲渡所得・分離所得(動産売却、株の譲渡配当等)、住宅借入金等特別控除(1年目)などを含む内容が複雑な申告については、役場では受付できませんので、茂原税務署(☎0475(22)2166)で申告してください。

- 午前8時30分より役場3階にて「整理券」を配付し、受付時間を指定します。整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合や、指定した時間であっても一時的に入場をお待ちいただくことがあります。
- 申告書は納税者自身が作成することが原則となります。医療費の合計金額、農業・事業所得などの収入・経費等のご自身で計算し、提出してください。(計算されていない場合、受付をお断りする場合があります)



申告に必要なもの

本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど
個人番号がわかるもの	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載がある住民票
収入を証明するもの	事業所得、不動産所得がある人は収支内訳書 給与、年金、報酬がある人は源泉徴収票(コピー不可)など
控除を証明するもの	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払金額の分かるもの 国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書 保険料控除証明書(生命保険料、地震保険料) 寄附金控除証明書 など 障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳または障がい者控除対象者認定書 (「障がい者控除対象者認定書」は要介護認定を受けている人などを対象に、福祉課で交付しています。)
その他	還付金振込先の口座番号(本人名義)

農業所得者の皆様へ

- 収支内訳書の作成に便利な「簡単・便利なちょうめん」(100円)を作成しました。税務課窓口、申告会場に用意してありますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。



医療費控除(令和5年中に支払いをした医療費が控除の対象)

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費があるときは、次により計算した金額を所得金額から差引くことができます。

総所得金額等	医療費控除額(控除額上限額 200万円)
200万円以上	支払った医療費 - 保険などにより補てんされる金額(※) - 10万円
200万円未満	支払った医療費 - 保険などにより補てんされる金額(※) - (総所得金額×5%)

(※)健康保険組合から支払われる高額療養費、出産育児一時金、生命保険契約等の医療保険金・入院費給付金など

添付書類

1. 医療費控除の明細書(領収書の添付は不要。自宅で5年間保管。)
※税務署から提出を求められた時は、提示または提出が必要
2. 各保険者からの医療費通知(「医療費通知に関する事項」に記入した場合のみ)
医療費通知とは、次の6項目が記載されたものです。
 - ①被保険者の氏名
 - ②療養を受けた年月
 - ③療養を受けた者の氏名
 - ④療養を受けた病院・薬局等の名称
 - ⑤被保険者が支払った医療費の額
 - ⑥保険者等の名称



医療費控除の対象にならないもの(例)

予防接種代、美容整形や健康診断時の費用、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入など。

※おむつ代を医療費控除に入れる場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」または福祉課が発行する「おむつ使用の確認書」が必要です。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

健康の保持増進及び疾病の予防取組として、予防接種や健康診断など一定の取り組みをしている人が自分や家族が使う特定一般用薬品等(処方箋なしにドラッグストアで購入できる医薬品等)の購入代金が12,000円を超えるとき、その超える部分の金額(上限88,000円)をその年分の総所得金額等から所得控除ができる制度です。

※セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)

住宅ローンなどを利用して住宅用家屋を新築・購入・増改築等をしたとき、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。所得税から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で村民税・県民税から控除されます。

※今回初めて住宅借入金特別控除を受ける人は、役場で申告を受け付けることができません。

1年目は、茂原税務署で申告してください。



介護保険制度に係る控除

問合せ 福祉課介護保険係 ☎0475(32)6809

■ 社会保険料控除

介護保険料は、その年に納付した全額が控除の対象となります。年金からの天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金受給者本人のみの控除となるため、親族等の控除としての申告はできません。

■ 障害者控除(障がい者控除対象者認定書の交付)

身体障害者手帳等の交付を受けていない人でも、「身体(知的)障がい者に準ずる」と認定された人は対象となります。

対象者 介護保険要介護(要支援)認定に伴う、寝たきりや認知症及び身体の障がいにより日常生活に支障のある人で、「障害高齢者自立度」及び「認知症高齢者自立度」などにより審査します。

手続き 障がい者控除対象者認定申請書に記入のうえ、提出してください。

申請書は村ホームページ及び福祉課に備えてあります。

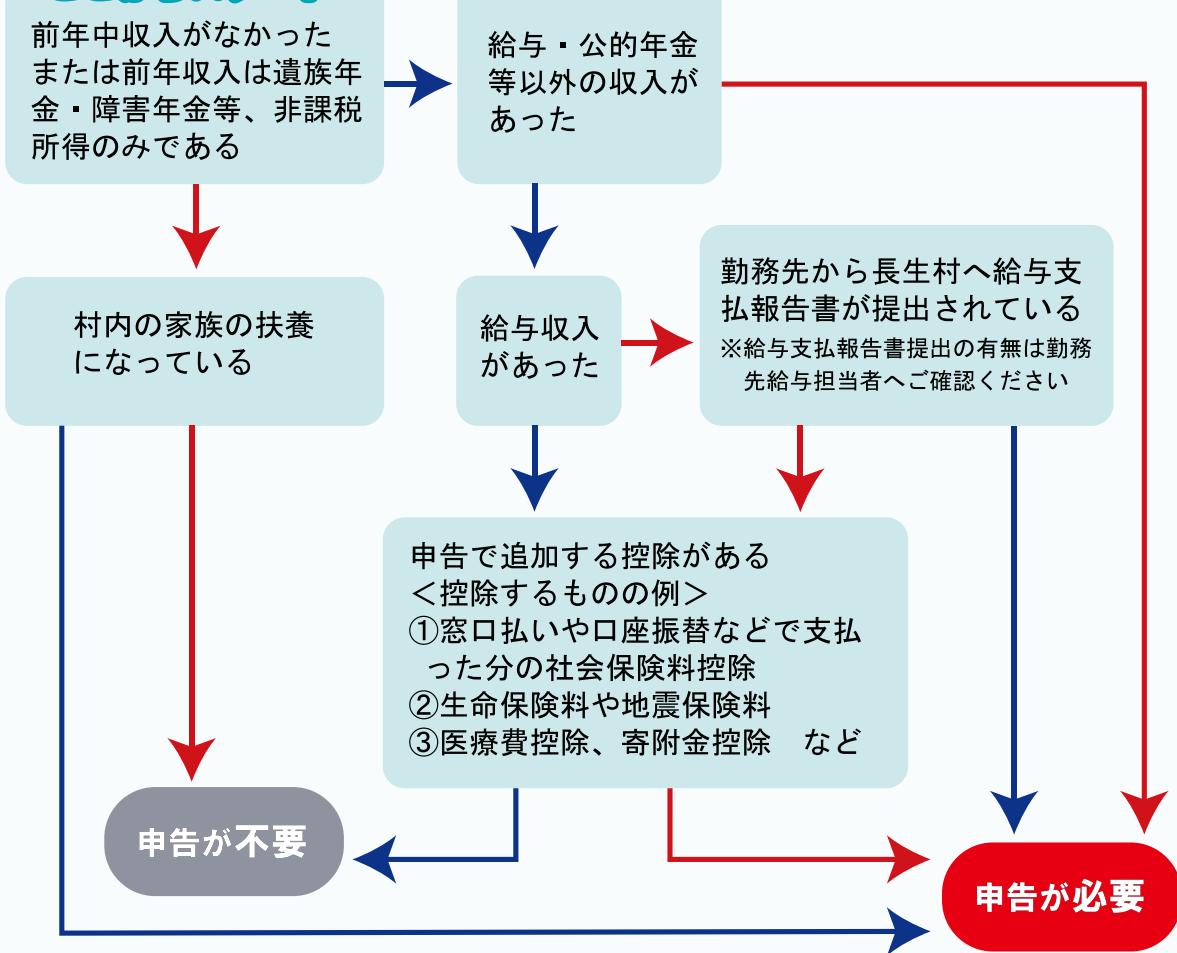
■ 医療費控除

介護保険の居宅サービスや施設サービスの利用者負担金は、一部医療費控除の対象となります。

申告判別チャート

→ はい → いいえ

ここからスタート



申告が必要な主な例

- 2ヵ所以上から給与を受け取っていて、年末調整されなかった給与の収入金額の合計が20万円を超える人
- 給与所得者で年末調整を受けていない人(年途中で退職した人等)
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- 公的年金等以外の所得が20万円を超える人
- 生命保険料・医療費・寄附金等の控除を追加する人
- 複数の所得があり、所得税を納税する必要がある人

茂原税務署申告会場のご案内

と き 2月16日(金)～3月15日(金) (土日祝日を除く)
 受付：午前8時30分～午後4時まで(提出は午後5時まで)
 相談：午前9時～午後5時まで

ところ 茂原税務署

問合せ ☎0475(22)2166

詳しくは、茂原税務署までお問い合わせください。



原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます

消防団表彰者



長生郡市広域市町村圏組合消防団第6支団(長生村)団員など38人の表彰が決まりました。受章者は次のとおりです。
(敬称略)

■千葉県知事表彰

《功労章》

第3分団分団長

狩野 由幸

《精勤章》

第2分団副分団長

大東 勝彦

第1分団第2部

井下田 洋

第2分団第2部

高山 繁之

第3分団第1部

細谷 圭吾

第3分団第2部

宮崎 崇

第3分団第4部

片岡 康洋

■千葉県防災危機管理部長表彰

《防災危機管理部長章》

第1分団副分団長

芝崎 徹也

第2分団第3部

斉藤 昌弘

■日本消防協会会長表彰

《勤続章》

第3分団第4部

石井 政春

■千葉県消防協会会長表彰

《永年勤続功労章》

第1分団分団長

三上 友也

第1分団第2部

荻野 和幸

第3分団第4部

鵜沢 芳満

《精勤章》

第1分団第5部

小高 秀介

第2分団第2部

酒井 利方

第3分団第1部

井桁 照夫

第3分団第1部

東條 成男

■長生郡市広域市町村圏組合管理者表彰

《功労章》

第1分団第4部

佐瀬 友章

第2分団第5部

田中 千歳

■千葉県消防協会長生支部長表彰

《功労章》

第1分団第1部

芝崎 翔大

第1分団第3部

井下田 光彦

第2分団第4部

細矢 真吾

第2分団第5部

諸岡 勇太

第3分団第1部

菊池 洋一

第3分団第2部

三浦 秀夫

《精勤章》

第1分団第3部

今村 逸人

第2分団第3部

海老根 伸弥

第2分団第4部

細矢 一宏

第2分団第5部

森 友哉

第3分団第2部

中村 吉弘

第3分団第3部

狩野 智也

第3分団第5部

斉藤 佑哉

■長生郡市広域市町村圏組合消防団分団長表彰

《精勤章》

第1分団第5部

植草 武志

第2分団第1部

鵜澤 悟

第3分団第5部

斉藤 州一

■千葉県長生地域振興事務所長消防配偶者感謝状

第1分団第2部

井下田 香織

■長生郡市広域市町村圏組合消防団長配偶者感謝状

第1分団第1部

野口 聡子

第1分団第2部

高仲 早紀子



長生中防災部 知事表彰受賞

12月22日、長生中防災部が「千葉県地域防災力向上知事表彰」を受賞しました。

知事公舎で行われた表彰式では、熊谷知事から表彰状が授与され、部長の渡邊航照さんと副部長の山田美桜さんが受賞のあいさつを述べました。

本表彰は、防災対策における自助・共助の取り組みを促進するために創設され、地域と連携した防災活動を行う市民団体や学校などに贈られるものです。

長生中防災部は、災害時に率先して地域に貢献できる中学生の育成を目指し、令和3年6月に設立。村の避難訓練への協力や一宮川流域治水工事現場の見学、自衛隊から防災に関する知識を学ぶなど、日々の活動による地域防災力の向上が評価されました。



一宮川流域治水工事現場見学

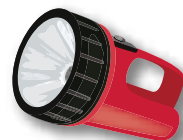


表彰式後に役場で行われた小高村長への受賞報告

小高村長

山田副部長

渡邊部長



一宮川流域治水工事現場見学



地震津波避難訓練



陸上自衛隊による講習

高根小学校

創立150周年記念



5・6年生児童による合唱



サイエンスショーの様子

12月15日、「高根小学校創立150周年記念式典」が高根小体育館で行われました。

式典は厳粛な雰囲気の中進められ、児童発表の部では、全校での呼びかけ、5・6年生児童による合唱が披露されました。

その後に行われたサイエンスショーでは、楽しい実験の数々に子どもたちは歓声を上げて喜んでいました。

尼ヶ台総合公園テニスコートが 新しくなりました

令和5年10月から実施していた改修工事が完了し、テニスコートが新しくなりました。工事期間中、利用者の皆さんにはご理解とご協力をいただきありがとうございました。新しくなったテニスコートをぜひご利用ください。
※利用に係る問い合わせは、公園内管理事務所(0475-32-0997)へお願いします。



スポーツ振興くじ 助成事業について

村では、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、テニスコートの改修工事を実施しました。この助成事業は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツくじ(WINNER、toto、BIG)の収益を財源として、地方公共団体等が実施するスポーツ施設の整備等に対して助成を行い、スポーツ環境の整備を推進しています。



ご寄付ありがとうございました

村上美晴氏から1千万円のご寄付をいただきました。
村のために大切にに使わせていただきます。



年末年始特別警戒出動式

12月15日、茂原警察署主催による特別警戒出動式が茂原ショッピングプラザアスモで開催されました。防犯及び交通事故防止のため、年末年始は警戒体制が強化されます。当日は、一日警察署長の下、長生郡市7市町村のゆるキャラと首長及び関係団体が集結し、管内一斉パトロールに出動しました。



不法投棄監視員の紹介

12月1日付けで6人の不法投棄監視員を委嘱しました。不法投棄監視員は、担当の区域をパトロールし、不法投棄の防止に取り組みます。任期は、令和5年12月1日から令和7年11月30日までです。

【八積地区】

- ・伊藤 孝三さん
- ・増田 正則さん

【高根地区】

- ・阿井 行雄さん
- ・中山 和信さん

【一松地区】

- ・関 能固さん
- ・鈴木 正幸さん



大谷翔平選手からのグローブが届きました



メジャーリーグで活躍されている大谷翔平選手が日本の全小学校に寄贈を表明していたグローブが、村内の小学校に届けられました。

